

あな

市議会だより

平成28年(2016年)8月

第139号

もくじ

CONTENTS

6月定例会の概要	2
一般質問	3~9
意見書	10
委員会の審査状況	11
議決結果一覧	12

(北の脇海水浴場)

6月定例会の概要

6月定例会は6月9日から27日までの19日間の会期で開きました。

今議会では、専決処分承認議案4件、条例の制定議案5件、人事議案5件、その他の議案2件、諮問1件の計17件の市長提出議案と議員提出議案2件及び請願1件を審議しました。

その結果、市長提出議案は原案のとおり承認、可決、同意、適任とし、議員提出議案については、1件を可決、1件を否決と決定しました。なお、請願については、採択と決定しました。

(議決した議案の一覧については12ページをご覧ください。)

6月定例会日程(会期19日間)

9日(木) 開会

(会議録署名議員の指名、会期の決定)

15日(水) 一般質問

16日(木) 一般質問

議案質疑、委員会付託

20日(月) 建設委員会

21日(火) 産業経済委員会

22日(水) 文教厚生委員会

23日(木) 総務委員会

27日(月) 閉会

(各常任委員長報告、質疑、討論、採決、人事案件提案理由説明、採決、閉会中の継続調査)



永年勤続表彰

- 四国市議会議長会から
20年以上特別表彰
小島 正行 議員
- 荒谷 みどり 議員
16年以上特別表彰
久米 良久 議員
- 佐々木 志満子 議員
12年以上特別表彰
住友 進一 議員
- 全国市議会議長会から
20年以上特別表彰
小島 正行 議員
荒谷 みどり 議員
10年以上一般表彰
井坂 重廣 議員
藤本 圭 議員

同意した人事案件

- 教育委員会教育長
新居 正秀 (宝田町)
- 公平委員会委員
加治 尚 (那賀川町)
- 固定資産評価員
桑村 申一郎 (横見町)
- 人権擁護委員
西尾 博幸 (長生町)
原 務 (日開野町)

一般質問を行った議員

- 代表質問(90分) 4人
山下 久義 (経政会)
- 林 孝一 (市政同志会)
- 湯浅 隆浩 (新生阿南)
- 小野 毅 (市民クラブ)
- 個人質問(60分) 4人
保岡 好江
飯田 忠志
山崎 雅史
佐々木 志満子

本会議における質問の順序は、代表質問は輪番制で、個人質問は抽選により決定しています。

一般質問ダイジェスト

市長の政治姿勢

◇東京都知事の 辞職問題

Q 政治資金の公私混同問題等をめぐる舛添都知事の報道を、どのように感じているのか。

A 東京を含む関東首都圏の域内総生産は、ロシアよりも多く、東京都内の総生産は92兆円と、世界の都市の域内総生産では、ニューヨークやロサンゼルスを抑えて世界第1位であり、また、財政規模は12兆円と、ノルウェーの間国家予算とほぼ同じである。都知事の権限は、一国のリーダーに匹敵あるいは超えると言っても過言ではない。しかし権限が強大であるがゆえに、監視の目が厳しくなるのは当然の帰結である。故事成語に「瓜田に靴を納れず、李下に冠を正さず」と

いう言葉があり「疑いを招くような行為はしない方がよい」という意味であるが、まさに、為政者は疑いの目を向けられるような行為は慎まなければならぬということ。舛添都知事問題は語っていると思う。



市長答弁のようす

地域の活性化

◇大学の誘致

Q 大学等の誘致により、地域の活性化を図り、

「阿南市人口ビジョン」に掲げる人口をさらに超えることを目指しては。

A 平成27年度は4割以上の私立大学で定員割れが発生し、郊外の大学では志願者の増加を目指すため、都心回帰も進んでいる中、本市に新たな大学を誘致するには高いハードルであるが、誘致できれば、人口の増加や経済波及効果など地方創生に大きな効果が見込まれる。

まず、経済効果として、大学建設時の直接的な需要のほか、大学開設後は施設管理等に直接係る需要や、多くの学生、教職員が生活することにより、賃貸住宅の需要や飲食等の消費需要などが高まることが想定される。

また、地元企業との産学連携による産業振興、学生による地域活動への参加や社会貢献など、地域への波及効果は極めて大きいと考える。

大学の誘致がかなえば、教育の充実や地域の活性化のほか、立地する施設が大規模なものである場合は、防災拠点としての役割など、広範囲にわたる社会的な効果も期待で

きるため、可能性について研究したい。

財政運営

◇地方創生予算

Q 地方創生予算として、本市が3年間で、国や県から補助金をいくらもらっているのか。

A 国の平成26年度補正予算で措置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型において、「阿波とくしま・商品券」及び「プレミアム付きあなん商品券」の発行による地域経済振興支援事業に6164万5538円、地域創生先行型において、「農産物スーパー産地化事業」、「阿南地域糖尿病センター設置事業」、「阿南市UIJターイン促進事業」、「県南地域づくりキャンパス事業」、「四国の右下若者創生事業」の5事業に、「阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業」を加え、併せて25991万2205円の交付を受けている。

また、国の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金において、放置竹林の再生を目指す「宝の山推進事業」が採択され、2841万4000円の交付決定を受けることができ、平成28年度事業として鋭意取り組んでいる。

◇消費税増税延期

Q 消費税増税再延期により引き上げ分の地方消費税に係る交付金に、減額の影響が出ると思われるが、どの程度見込んでいるのか。

A 消費税率の総額8のうち、国税分である消費税率を除いた1・7%分が地方消費税となっており、都道府県と市町村に対して地方消費税交付金として交付とされる。本市の平成28年度当初予算では一般財源分7億8000万円及び社会保障財源分として5億5000万円を見込んでいる。

また、交付税の原資として配分されている1・4%を含めると3・1%分が地方の配分となっており、消費税が10%になった場合は、地方消費

税率2・2%及び交付税原資分1・52%となることから、3・72%が地方への配分となる。

消費税率10%での地方消費税交付金として本市の影響額は、平成28年度の当初予算から試算すると、影響額は約3億9000万円程度になると見込んでいる。

庁舎建設

◇安全面を重視した新庁舎の完成

Q 完成時期が遅延しても、市民の安全を守る庁舎を完成させることが市長としての使命だと思いが、市長のご所見は。

A 現在は低層部鉄骨工事も最終段階に入り、施工難易度の高い吹き抜け屋根構造体の仮設作業が大詰めを迎えており、7月に入ると主体工事が躯体から仕上げへと移行し、工期内完成を目指している。

新庁舎建設は、先日も新聞報道にあったように、南海トラフ巨大地震の発生確率が上

がっており、大規模災害や各種災害時において、市民の生命の保護や安全を確保するための救助活動や復旧作業など、防災拠点としての機能や役割を果たすべく、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、耐震設計を行い、免震構造を採用している。



低層部の建設工事の様子



そうしたことから、災害発生時には防災拠点としての機能を発揮し、市民の安全・安心を守り、また、心のよりどころにもなり、末永く市民に愛される新庁舎の完成を目指している。

災害に強いまちづくり

◇応急仮設住宅の建設

Q 仮設住宅の必要数はどれくらいを想定しているのか、また、どれくらいの期間で入居できるのか。

A 徳島県が公表した南海トラフ巨大地震被害想定では、本市で8100戸の応急仮設住宅が必要とされている。入居できる時期は、災害の状況にもよるが、災害の発生の日から20日以内に仮設住宅の建設に着工し、完成までは1カ月程度の期間を要するものと考えている。

また、避難者の健全な住環境を確保するためには、避難者トリアージや被災者の実態及び応急仮設住宅に関するニーズを把握するための調査に

よって、滞在避難者に仮設住宅を提供することとなり、全員が入居できるまでの期間は、必要戸数にもよるが、最長でも概ね6カ月以内と考えている。

◇那賀川地区の命山

Q 命山には、官民挙げて取り組みが必要であるが、どのように計画し、取り組まれるのか。

A 那賀川地区における避難場所の整備・確保は、津波避難ビル協定の締結や、防災公園の整備により避難場所の確保に努めたが、一昨年に作成した津波避難計画では、津波避難ビルを考慮しても所定の時間内に避難できない特定避難困難地域が広く存在している。

そのため現在、工地区に、県が管理する国有地に盛土式の避難場所、いわゆる「命山」を整備する計画を進めている。昨年度に基本計画を策定、平成30年度に着工、平成31年度に完成させる計画で事業を進めている。

那賀川地区における特定避



低平地が広がる那賀川工地区

難困難者を解消するため、津波避難ビル、命山等の整備、さらに、4車線化される那賀川大橋へ住民が直接避難できるスロープあるいは階段の設置等も計画に入れている。これらを整備することにより、避難先の確保・整備が充実するが、今後は津波避難計画を踏まえ、より具体的な整備計画を作成する必要があると認識しており、地元の皆様の御意見をお聞きしながら、地区の現状や課題を十分に把握した上で、必要な対策を検討し、計画的な整備に努めたい。

◇熊本地震被災地への職員派遣

Q 熊本県益城町へ職員を順次派遣して、避難所運営を担った体験から、本市の防災対策に生かすべき課題や見直すべき課題はあったか。

A 熊本地震から見えた課題として、指定避難所と屋外の車中やテントで避難生活する方への物資の供給や、避難所で生活されている避難者のコミュニティの形成や自立を促すための自主的な避難所運営体制の確立と、支援員や支援助物資の仕分けを行う仕組みを構築しておくこと。

また、早期に復旧が可能となるよう災害弱者対策、建造物の耐震性耐火性の強化、道路拡張、防災拠点の整備など、事前復興を推進しておくことが肝要であることを強く感じた。今後、熊本地震の教訓と長期的な広域的被災への対応等を踏まえ、改めて南海トラフ巨大地震を想定した対策や見直しを講じたい。

消費者行政

◇消費者庁等の徳島移転

Q 徳島県が誘致に取り組んでいる消費者庁等の移転について、本市も誘致に向けた活動を進めるべきだと考えるが、ご所見は。

A 移転が実現すると、消費者庁、国民生活センター等の職員は常勤、非常勤で約7000人、家族を含めると10000人規模の定住人口が見込まれる。

また、国民生活センターの研修には全国から年間5000人とも言われる受講生が来県するため、直接的ではないにしても、本市にとっても消費や雇用拡大など、経済への波及効果が期待される。

そのほか、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かしたテレワークによる新たな働き方が広がることや、研修会場が近くなることで参加しやすく、消費者相談の能力が向上し、県内の消費者行政が強化され、消費者庁のお膝元とし

て、対外的にも徳島の物産に安心・安全なブランドのイメージが付くなど、様々なメリットが考えられる。こうしたことから、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を地方創生の切り札としてぜひとも実現するよう、県の取組に連携し、国への誘致活動を後押ししたい。

移住・定住施策の推進

◇本市の特徴ある移住施策

Q 平成27年における県内の移住者は612人、その内本市に93人が移住されたが、この実績をどう分析されるか、また、今後に向けた施策は。

A 県外から62世帯、93名が本市に移住してこられ、県内24市町村の中で1位という結果であり、年齢層別では20歳代が32名と最も多く、続いて30代が17名、20歳未満と40歳代がともに13名であった。以上のことから、本市への

移住者は子育て世代が中心であり、これまで本市が取り組んできた産業振興による雇用の確保、子育て支援施策の充実、そして昨年からの強力で推進した積極的な情報発信とPR活動が実を結んだ一つの成果であると分析している。

今後は、本年4月から東京事務所内にも移住相談窓口を設置し、県が都内に配置する移住コーディネーターと連携を取りながら、都内における移住相談に対して迅速に対応できる体制を構築したところである。

公共施設

◇指定管理者制度の導入

Q 民間委託する施設とはどこか。また、民営化により市民の要望に応える運営はできるのか。

A 「阿南市文化会館」と「阿南市情報文化センター」の2館を予定している。民間の経営に関するノウハウや事業手法を取り入れ、公

共施設の効率的な運営や市民サービスの向上を目的としている。その一つの特徴として、管理業務の実施状況や施設の利用状況、事業実績などを毎月、市に報告し、施設の効果的かつ効率的な管理運営やサービスの向上に努めなければならぬこととなっている。



指定管理者制度が検討される文化会館と情報文化センター

こうした定期的なモニタリングにより、指定管理者の管理運営状況の確認や評価を行い、必要に応じて指導を行うことで、市民の皆様が満足していただける運営を目指したい。

◆公民館への血圧計設置

Q 美容院に血圧計が設置されるが、誰もが利用する公民館への設置は。

A 6月1日に徳島県美容業生活衛生同業組合阿南支部と血圧計設置事業に関する協定書を締結し、設置を進めている。店舗数は、市内美容院63店舗を予定している。事業に当たっては、事前説明会を開催し、意義や特定健康診査の内容、健康に関する様々な情報を伝達するとともに、来店された市民の方と血圧測定をきっかけに健康に関するお話をさせていただくようお願いしたところである。

血圧計を設置することにより、健康づくり事業を理解していただき、特定健康診査や特定保健指導の受診者数の増加、また、健康教室への参加

促進につながるなど相乗効果を期待している。

公民館への血圧計設置は、美容院への設置の効果等を検証しつつ、公民館を所管している教育委員会と検討協議していきたい。

地域医療の確立

◆阿南医療センター

Q 診療体制をはじめ、地域医療の連携や本市への支援体制、補助金の交付条件などを定めた協定書を締結することだが、その内容と効果は。

A 阿南医療センターが地域医療の中核施設及び災害時の拠点施設として、医療の公共性と運営の健全性を保持することを基本原則とし、具体的には本市の周辺地域で「24時間、365日」の二次救急医療体制を堅持し、産科・小児科医療体制の充実強化、また、がん診療機能の強化に努める診療体制を図る。

さらに、阿南医療センターが医師会会員や本市との支援

協力関係を積極的に構築するため、開院後には新たな協議機関を設けることも明記しており、協定書を締結することにより、地域住民の命と健康を守り、信頼され魅力のある新病院になるものと考えている。

◆地域医療を守る取組

Q 医師の確保と定着を図るため、医師の勤務環境に対する地域の理解が必要であるが、地域医療を守る方策は。

A 阿南医療センターの設立に向けて、勤務医師から比較的軽微な急病患者に対し、開業医が応急的な診療を行う「一次救急」の充実を図っていただきたいとの強い要望があった。こうしたことから、本市では救急医療従事者の負担の軽減を図るため、阿南中央病院前の駐車場に、「一次救急」の診療所を備えた「阿南健康づくりセンター」の建設計画を進めている。その一方で、市民には、本市が毎年実施している健康診査等を積極的に受診し、日頃から

自己の健康管理に努めていただくように啓発していきたい。

また、今後、勤務医の先生方に医療現場の厳しい状況や医療を受ける患者の心構えなど講話をしていただく機会も設けたいと考えている。こうした取組を進めながら、市民が将来にわたって安心できる医療体制を確立させるとともに、地域全体で地域医療を守る風土を醸成していきたい。

環境行政

◆一般廃棄物の収集業務

Q 一日のごみ収集体制について、安全な収集のために、責任ある正規職員の確保が必要であるが、今後の取組は。

A ごみ収集は市民生活に欠かせない行政サービスであり、安全なごみ収集のためには、責任ある正規職員数の確保が必要であると認識している。

一方、効率的で無駄のない行政運営を行うため、平成26

年度からエコパーク阿南の一般廃棄物処理手数料等に関する一部の業務を民間委託するなど、環境行政の効率的な運営に取り組んでいる。

平成29年度から始まる5年間の定員適正化計画では職員数の適正な見直しを視野に検討しており、ごみ収集に従事する正規職員の確保についても、次期定員適正化計画の中で環境行政以外の職員も含めた全ての職員数について、行政サービスの維持と事務事業の効率化等を総合的に検討し、計画を策定したい。

子育て支援の充実

◆保育所の現状

Q 現在の保育現場の現状と課題をどのように認識しているのか。

A 6月1日現在、市内保育所入所の総児童数は1979人で、そのうち公立保育所には1546人の児童が入所している。児童数209人の平島こどもセンターから、1人の伊島保育所まで小さ



さまざまな保育所があり、保育環境も保護者のニーズも多様である。

しかしながら、保育士不足により現場で働く保育士1人当たりの負担も増え、保育要求に対して十分な対応ができていないのが現状であり、現場職員の創意工夫等により、子どもの安全と安心を第一に、保育サービスの低下を招かないように努めている。

また、老朽化している保育所も少なくないことから、まずは安全性を第一に計画的に耐震改修工事や大規模修繕等に取り組んでいる。

◇保育士補助員の給与と体系

Q 公立小中学校の給与体系を参考に抜本的改革を検討してはどうか。

A 厚生労働省の調査によると、保育士資格を有しながら、保育士として就業を希望しない理由として、賃金が合わない点を上げる人が半数近く存在しており、賃金等の処遇改善を図ることが、保育士を確保する上で大きなウェイトを占めるものと認識している。

こうしたことから、正規保育士の採用人数の増員や臨時保育士等の処遇の改善を図ってきたが、平成27年度には、平成26年度に設置された「阿南市輝く子どもの子育て応援に係る日亜化学工業基金」を財源として、年額で8%を超える改善を行い、保育士の確保に努めている。

公立小中学校の助教諭の給与の取扱いは、教育公務員特例法の規定により、県条例で定められたものであり、地方公務員法第22条に規定された臨時的任用職員である保育士

補助員とは取扱いが異なるものと認識している。

今後においては、保育所現場の実情等も見定め、基金を有効に活用するとともに、市内民間保育所の賃金等の処遇に影響を及ぼし、保育所運営に支障を来すことがないよう他市の状況も踏まえ、職員組合とも十分協議を行いたい。

企業誘致

◇内陸型工業団地開発事業

Q 内陸型工業団地の推進を目指し、この事業に特化した事業部署をつくり、職員を配置してはどうか。

A 本市では、平成18年度の組織機構改革により、企業誘致等の業務を担当する部署として産業部に企業振興課を新設し、企業振興等を推進している。

事業部署の設置については、全庁的な組織機構改革を踏まえ、事業が具体化した段階で検討したい。

農業問題

◇タニシ被害の対策

Q 外来種タニシ(タニシ)の異常繁殖により、稲に大きな被害が発生している。関係団体と協議する等、市としての対策は。

A タニシは一般的にはジャンボタニシと呼ばれるもので、今年は、田植え以降の気温が高く、例年に比べ、ジャンボタニシの被害発生が早まり、また、夜間の気温が上がらず、深水管理をした生産者が多かったため被害の拡大となった。



対策として、厳寒期、田植え前等、乾いた水田で、丁寧にロータリー耕をし、貝を破壊することや、田植え後3週間ごろまでの間、浅水管理をして貝の食害を抑える等の対策を行うことが重要である。

また、駆除後の処分は、用水等に生きた状態で捨てれば別の水田に侵入することになるため、必ず捕殺することが必要である。今後は、徳島県阿南農業支援センターや農業協同組合とさらに連携を深め、駆除方法の研修会を開催するなどの取組を強化し、被害拡大の防止に努めたい。

福祉分野と農業分野の連携

◇農福連携

Q 農業分野における障がい者の働く場所づくり、居場所づくりへの取組である農福連携について、本市の基本的な考え方と今後の取組は。

A 福祉分野においては、障がい者の就労訓練、雇用

の場として農作業を取り入れることは、障がい者の地域社会での自立を促すとともに、就労支援の維持にとどまらず、補助的労働の継続的な担い手となつて農業振興につながる取組であるということが様々な事例研究結果から報告されており、福祉分野と農業分野の協働については有効な事業であると理解している。

今後においては、障がい者福祉施設等と協力し、障がい者の現状と農業分野のニーズや受け入れ態勢等の把握に努めながら、農業、福祉の新たな就労スタイルについて検討したい。

また、農業分野においては本年度から実施している「宝の山推進事業」において、穂先タケノコの生産過程で、雇用の連携が図れないか検討している。農福連携事業を進める上では、受け入れ側となる農業経営体の要求水準や就業される方々の技術力のすり合わせといった課題もあるが、不足する経営体の貴重な労働力にもなることから、障がい者の自立支援にもつながることと合わせて、今後とも福祉関係機関等と連携を図り、推進

したい。

持続可能なまちづくり

◇立地適正化計画への取組

Q 市長が目指すコンパクトシティ構想とは。

A 都市づくりの基本方針となる阿南市都市計画マスタープランでは、「美しい自然と活力が調和し、心豊かに暮らせる定住交流都市 阿南」を基本理念に掲げ、県南の拠点都市としての都市づくりを進めているが、少子高齢化の進展により人口は減少し、商店街の空洞化、産業活動の維持及びコミュニティの活力の低下が課題となつていのほか、津波災害警戒区域の指定により、津波の影響を考慮した持続可能な都市経営の確保が求められている。

本市が進めている立地適正化計画は、初年度となる本年度に、人口構造や将来見通し、医療・福祉・商業等の都市機能の現状把握及び災害発生リスクの高い地域の抽出度、

まちづくりの課題の分析を行い、来年度以降はその調査をもとに「住まう」、「働く・学ぶ」、「憩う」を充足させるため、生活に必要な各種の都市機能を各拠点地域が維持補完するとともに、それらの要素を交通により連携し、誰もが効率的に利用できる都市空間の形成の計画を立案したい。

◇区域区分制度の見直し

Q 都市計画区域における線引きの見直しについて、本市の考え方と、現在の取組状況は。

A 本市の市街化区域は東部の津波の影響を受けやすい沿岸部に位置し、比較的小規模に分散しているため、多様な都市機能をおさめることが難しい。

一方、隣接する市街化調整区域、特に市街地を結ぶ幹線道路沿線では、利便性が向上し、豊かな居住の推進や津波の影響を受ける沿岸部からの受け入れ先としても期待ができる。また、市街化区域内の農地は、社会資本整備の遅れ

により、農地からの土地利用転換が進まないまま、宅地並み評価に対する固定資産税負担の不公平感の問題も生じている。

このようなことから、区域区分制度を維持したままでは、集落維持や持続可能な都市づくりを行いつつ、沿岸部の津波防災・減災対策を進めるには難しい都市構造があり、区域区分による効果は少ないと考えている。

また、現在の取組は、県及び徳島東部都市計画区域を構成する5市3町で設置された「徳島県都市計画戦略調整会議」の中で、都市計画区域の再編も含め議論している。今後は、本市単独の都市計画区域の指定及び区域区分制度の廃止による本市の都市づくりを県に対して粘り強く訴えていきたい。

教育行政

◇主権者教育

Q 小・中学生に対し、主権者意識を育てるため、

どのように取り組んでいくのか。

A 主権者教育に関する具体的な取組として、阿南税務署や阿南法人会と協力して市内各小・中学校で租税教室を実施している。これまでの租税教室では、納税の義務と税の種類や使われ方中心の内容であったが、この度の公職選挙法の改正を受けて、昨年の9月から意図的に政治に参加することの大切さを強調した取組を始めている。本年度も、5月に椿小学校、6月に伊島小・中学校で租税教室を開催している。さらに、県教育委員会や選挙管理委員会と



加茂谷中学校での租税教室の様子

協力し、主権者教育の出前講座を市内の学校で実施できるような計画している。

このように、主権者教育が学校現場で行われている一方、公教育の政治的中立性の確保が危惧されるため、保護者等から批判や誤解を招かないよう、適切な学習となるよう各校に指導していきたい。

◆教員の授業力向上

Q 教員の授業力向上のため、どのように取り組んでいるのか。

A 採用1年目の初任者に対して行われる初任者研修をはじめ、教職2年目を対象にした授業力向上研修や10年目を対象にした10年経験者研修など、経験年数に応じて職務遂行上、必要な知識・技能等の習得を図る基本研修がある。

さらに、職責・職能等に応じた知識・技能等を習得し、能力の向上を図る職務研修や市町村教育委員会や学校からの推薦を受けて受講する推薦研修等、県でも各種多様な授業力、資質向上の研修がある。

また、各校では校内で授業研究会を実施しているほか、各教科別の部会では、市内での授業研究会等も行っており、今年度は小学校で、6月に7会場、9教科の全市的な授業研究会を行う予定である。

市教育委員会としても、先生方が自信を持って日々の授業に専念することにより授業力が向上し、子どもたちの学力向上が達成できるようバックアップしたい。

◆学校施設の充実

Q 普通教室へのエアコン導入について、設置先の順序はどうなっているのか、また小学校から先行して設置するべきと考えるが、変更は可能か。

A 幼稚園と中学校を平成29年度で整備し、その後2カ年をかけて小学校の設置を行いたい。年度を分けて整備する小学校の分け方については、学校の規模や現況施設を十分調査し、工事内容や工法等の精査を行うとともに、年度別の予算配分を平準化するように検討した上、決定したい。

と考えている。

小学校から整備すべきとのことだが、体力的な面を考慮し、幼稚園を最初に計画している。次に、中学校は、高校受験を控える3年生はもとより、1・2年生からの学習環境を整えるという観点から優先順位を高く考えている。さらに、一度に全ての小・中学校に設置できないなか、中学校から設置するほうが、小・中学校合計9年間を通じて、より多くの児童・生徒が利用できることを考慮した。

消防行政

◆消防職員の災害時対応

Q 大規模災害時における消防職員の対応計画は。また、川北地域に出張所が無いがどう考えているのか。

A 消防本部では南海トラフ地震や豪雨による大被害等、想定されるあらゆる災害に対応した出動計画を作成し、毎年更新している。特に「大規模地震時の対応計画」は、

数々の初動対応訓練を実施し、参集も同計画で参集要領を定めている。非番職員は情報収集を行いながら、指定の勤務地に参集するが、崖崩れ、橋

の崩落等道路状況により参集が不可能と判断される場合は、参集途上の消防分団本部または消防団詰所に自主的に参集場所を変更し、消防団と協力して災害対応することとなっている。



災害対応訓練の様子

平成18年の合併以降、那賀川、羽ノ浦地区に常備消防の出張所が無いことについても、度々不安視されてきたが、那賀川町、羽ノ浦町に住居を構える消防職員は全消防職員の約40%を超えていることから、災害時には大きな戦力になる

ものと考えている。

◆デジタル無線機の配備

Q 各消防車と班長間の連絡体制は構築できているものの、それを指揮する分団長との連絡体制が構築されていない。分団長も無線機が必要では。

A 本市消防団には、車載型無線機と携帯型無線機あわせて153台の簡易型デジタル無線機がある。各班の消防車と班長間の連絡体制は構築できているが、大災害を想定した場合、現地で指揮に当たる分団長にも同無線機を配備しなければ、指揮命令系統は十分とは言えない。特に南海トラフ地震の発生時等には、沿岸域を管轄する分団には、津波襲来までの避難誘導活動が最も重要であり、通信手段として無線機は絶対に必要な装備である。このことから、今後は14地区の分団長に無線機の配備を計画し、消防本部からの連絡、指揮体制の構築を目指したい。

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センター等の 徳島移転の実現を求める意見書

人口の急減と東京一極集中という、かつてない危機を克服し、日本の明るい未来を切り開いていくためには、地方への新しい人の流れづくりへの突破口となる政府関係機関の地方移転を推進することが不可欠である。

徳島県においては、地域の消費者リーダーを多く輩出してきた消費者大学校・大学院の設置をはじめ、食品の安全安心に向けた全国初の食品表示の適正化等に関する条例の制定や食品表示Gメンによる一元的な監視指導体制の構築など、全国モデルとなる消費者行政を強力に展開している。

本市においても、平成22年4月に「阿南市消費生活センター」を開設し、市民の皆様から商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブル等、様々な相談を受けるとともに、自分の身を自分で守れる自立した消費者育成に取り組んでいる。また、本市小中学校では、消費者教育実践校の指定を受け、特産物の生産・販売や、消費生活が環境に与える影響の学習などを通じた消費者教育の実践を進めるなど、消費者行政の充実・強化につとめているところである。

徳島県では、このような先駆的な消費者施策の実証フィールドを有する強みと、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かし、消費者目線に立った政策企画を具現化するため、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を提案している。

こうした状況の下、去る3月22日には、安倍内閣総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部において「政府関係機関移転基本方針」が決定され、徳島県の提案については、「地方創生に資するという点で一定の意義が認められる」と明記されるとともに、ICTの活用による試行等を行い、「移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す」とされている。

本市においても、「阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略(あなん〔地域好循環〕総合戦略)」を3月に策定し、「地方への新しいひとの流れをつくる」ことを基本目標の一つに掲げ、徳島県と連携・協力しながら、地方創生の実現に向けた取組を進めているところである。

よって、国においては、東京圏から地方への新しい人の流れを創出していただき、本市の地方創生や地域経済の活性化にしっかりとつながるよう、早期に消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月27日

徳島県阿南市議会

提出先
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
地方創生担当大臣
衆議院議長
参議院議長

会議録の閲覧ができます

定例会での質問や答弁の内容を詳しく知りたい方は、次の方法で閲覧できます。

- ①製本会議録を閲覧する方法
お近くの「公民館」、市内「図書館」に製本会議録を配本しています。
- ②インターネットで閲覧する方法
阿南市ホームページ <http://www.city.anan.tokushima.jp/> から
阿南市議会→会議録検索を選択すると閲覧することができます。

本会議・委員会は公開しています

本会議の傍聴をご希望の方は、市役所3階傍聴受付で氏名・住所等を記入し、傍聴席にお入りください。
また、委員会の傍聴をご希望の方は、市役所2階傍聴受付で本会議傍聴と同様の手続きをし、傍聴席にお入りください。
傍聴席の定員は本会議が40名、委員会は10名となっています。
市民の皆様の傍聴をお待ちしております。

委員会の審査状況

各常任委員会では、付託された議案及び請願の審査を行いました。
以下審査の過程で出された質疑・意見等の内容を報告します。

建設委員会

市長提出議案1件、陳情1件を審査

◇損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分承認について、委員から、損害賠償の対象となった車両の被害状況とこれから台風シーズンを迎える、同様の事故発生が懸念されるとの質疑があり、中島団地の住宅屋根は砂を吹き付けたようなアスファルトシングル材であったことから、強風で飛散し、車両全体に擦り傷が入り損害を与えた。中島団地は建築から31年が経過しており、事故発生後、本年3月末までに中島団地22戸分と隣接する集会所の屋根について、飛散防止の応急措置を済ませ、平成28年度からは屋根部分の改修を順次施行する予定であ

るとの説明があった。

また、屋根材が飛散するという人命の危機にかかわる案件であったと考えられ、こうした事故を未然に防いでいく防止策をどのように考えているのかとの質疑があり、平成22年度に策定した阿南市公営住宅等長寿命化計画、今年度計画予定の公共施設等総合管理計画に盛り込まれる内容に沿った、中長期的な維持管理に努めていくとの説明があった。

文教厚生委員会

市長提出議案5件、議員提出議案1件を審査

◇情報文化センターと文化会館の指定管理者制度の導入について、募集の時期と募集が成立しなかった場合の対応に

ついて質疑があり、7月末に募集し、指定管理者制度が導入できなかった場合は、従来どおり市直営となるとの説明があった。

◇行政財産の使用許可に関する処分についての異議申立てに係る諮問の審査では、市の決定書案は適当であり、異議申立てを棄却及び却下と決定することは適当とすべきであるとの意見があった。

◇消費者庁、消費者委員会及び国民生活センター等の徳島移転の実現を求める意見書について、消費者行政の司令塔としての機能が期待されている国の機関であり、徳島県への移転によって行政サービスの低下を懸念するとの意見。また、消費者庁では、7月にICTの活用等による試験業務を行い8月末までに結論を得ることを目指していることからその結果を待つべきとの意見。さらに、東京一極集中を是正し、地方への人の流れづくりのきっかけを徳島県が作り、景気対策や地方創生の実現に向け、消費者庁の移転を目指すことは共感でき賛成との意見があった。

総務委員会

市長提出議案6件、議員提出議案1件、請願1件、陳情1件を審査

◇若年層の政治参加の積極的な推進を求める意見書についての審査では、子どもたちが選挙に関わることは先を見通しても大事であるとの意見。また、若者の選挙離れには国の政治、選挙制度の改革が必要であり、国民全体で考えていかなければならないとの意見。さらに、今後、政治的中立や教育の問題を含めて国の動きを注視することが必要であり、時期尚早との意見があった。

◇防災公園（仮称今津命山）設置についての請願の審査では、津波等に対し危惧されている住民の方の命を守る環境にしたいとの意見。避難が必要な地域の命山、避難所の整備を進めるべきとの意見。また、被災され復興に向け取り組んでいる事例を参考にして具体的な実現を求めるとの意見があった。

行政視察受入状況

4月14日

福井県坂井市

「新庁舎建設」

5月17日

青森県十和田市

「椿町中学校区小中一貫教育」

5月20日

新潟県新発田市

「エコパーク阿南」

7月12日

北海道登別市

「椿町中学校区小中一貫教育」



行政視察のようす

6月定例会議決結果一覧

〈承認議案〉

- 承認第1号 阿南市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について (原案承認)
- 承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について (原案承認)
- 承認第3号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認について (原案承認)
- 承認第4号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認について (原案承認)

〈条例議案〉

- 第1号議案 阿南市情報文化センターの設置及び管理に関する条例の制定について (原案可決)
- 第2号議案 阿南市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (原案可決)
- 第3号議案 阿南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (原案可決)
- 第4号議案 阿南市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について (原案可決)
- 第5号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (原案可決)

〈その他の議案〉

- 第6号議案 動産の買入れについて (原案可決)
- 第7号議案 動産の買入れについて (原案可決)
- 諮問第1号 行政財産の使用許可に関する処分についての異議申立てに係る諮問について
(答申：異議申立てを棄却及び却下と決定することは適当)

〈人事議案〉

- 第8号議案 教育委員会教育長の任命について (原案同意)
- 第9号議案 公平委員会委員の選任について (原案同意)
- 第10号議案 固定資産評価員の選任について (原案同意)
- 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (適任)
- 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (適任)

〈議員提出議案〉

- 議第1号 消費者庁、消費者委員会及び国民生活センター等の徳島移転の実現を求める意見書 (原案可決)
- 議第2号 若年層の政治参加の積極的な推進を求める意見書 (原案否決)

〈請願〉

- 請願第3号 防災公園(仮称今津命山)設置について (採 択)

〈陳情〉

- 陳情第2号 津波避難施設開発許可について (不採 択)
- 陳情第3号 那賀川町防災拠点施設の建設について (採 択)



編集委員会では、市民の皆様
に親しんでいただける紙面づく
りに取り組んでいます。
皆様のご意見、ご感想をお聞
かせください。

編集後記

9月定例会の予定
市議会の傍聴にお越しく
ださい。

9月1日(木)	開会
9月7日(水)	一般質問
9月8日(木)	一般質問
9月9日(金)	一般質問
9月12日(月)	委員会
9月13日(火)	委員会
9月14日(水)	委員会
9月15日(木)	委員会
9月20日(火)	閉会

詳しくは、議会事務局ま
でお問い合わせください。
電話 22-3399